

札幌市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

令和6年（2024年）2月14日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市国民健康保険条例の一部を改正する条例

札幌市国民健康保険条例（昭和36年条例第9号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第15条の2の2第1項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。
- (2) 第19条第1項第2号中「29万円」を「29万5千円」に改め、同項第3号中「53万5千円」を「54万5千円」に改め、同条第3項中「22万円」を「24万円」に改める。
- (3) 第19条の4第2項及び第5項中「22万円」を「24万円」に改める。
- (4) 附則に次の1条を加える。

（令和6年度における所得割の保険料率の算定方法に係る特例）

第19条 令和6年度に限り、第15条第1項第1号及び第15条の2の4第1項第1号の規定の適用については、これらの規定中「相当する額」とあるのは、「相当する額から当該額の一部に充てるものとして札幌市基金条例（昭和39年条例第6号）第2条第1項第4号に掲げる国民健康保険支払準備基金を同条例第8条第3項第2号の規定に基づき処分した額を減じた額」とする。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の札幌市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（理 由）

国民健康保険法施行令の一部改正に伴う後期高齢者支援金等賦課額の限度額の引上げ及び保険料の減額の対象となる納付義務者の範囲の拡大を行うほか、所得割の保険料率の算定方法に係る特例を設けるため、本案を提出する。